

調達案件名称		堺市南区役所における電力の供給	
No.	質問対象書面	質疑事項	回答事項
1	入札書専用封筒・返信用封筒について	入札書専用封筒は、入札参加資格確認結果通知書と併せて送付頂ける認識で良いでしょうか。 その場合、入札参加資格確認申請書と併せて提出する返信用封筒は長3サイズで問題ないでしょうか。	お見込みの通りでございます。 返信用封筒についても長3サイズで問題ございません。
2	契約単価の変更について	契約期間中に一般送配電事業者が託送料金の料金改定を行った場合には、当該改定内容に応じて契約単価の変更について協議させていただくことは可能でしょうか。	電力供給契約書及び供給者が定める約款又は供給条件の規定に従い、協議いただくことは可能ですが、契約単価の変更を認めるかどうかは現時点でお約束できるものではありません。
3	請求書・支払いについて	1施設(1つの供給地点特定番号)の電気料金のお支払いを複数で分担して支払いされることはございますか。 また、弊社では1施設につき1つの請求書のみ発行のため、複数施設への分担した請求書の発行できませんがよろしいでしょうか。	本施設で使用する電力について複数で分担して支払いしておりませんので、1つの請求書でご請求いただいで問題ございません。
4	落札時の必要書類について	弊社が落札した場合、契約の切替に必要な切替手続き書類(供給地点番号や請求書コピーなど)を3月10日までにいただけますでしょうか。	落札業者が決定次第、速やかに必要書類を提出いたします。
5	燃料費調整単価について	入札説明書に「燃料費調整を適用する場合は、令和7年9月～令和7年11月の平均燃料価格に基づき決定した令和8年2月の燃料費調整単価により入札価格を算定するものとする。」とあります。こちらは仕様書の「燃料費の調整を行う場合は、供給者が定める約款の規定によるものとする。」の記載の通り、各社の約款等にもとづき計算された燃料費調整単価を用いて入札価格を算定する認識でよろしいでしょうか。それとも旧一般電気事業者(関西電力)が公表している単価を各社共通で用いて算定する想定でしょうか。	お見込みの通り、燃料費調整を行う場合、供給事業者が定める約款等に基づき算定された燃料費調整単価を用いて入札価格を算定いただく認識で問題ございません。
6	燃料費調整単価について	「燃料費調整を適用する場合は、(中略)令和8年2月の燃料費調整単価により入札価格を算定するものとする。」とのことですが、当該月は国による電気・ガス料金支援の実施に伴い燃料費調整単価に値引きが適用されていると認識しております。本入札において適用する燃料費調整単価は、上記値引きを反映したのになりますでしょうか。反映する場合は、当初の燃料費調整単価から「2.3円」を値引きする認識でよろしいでしょうか。	事業所ごとに、国による電気・ガス料金支援の申請状況が異なる可能性がございます。そのため、当該支援における2.3円の値引き分は、反映しないようお願いいたします。
7	自家発補給契約について	自家発補給契約はありますでしょうか。ある場合は、不使用月ならびに使用月とその使用量をご教示ください。	自家発補給契約はございません。
8	入札書について	入札書に記載する日付にご指定(作成日、提出日、開札日など)はありますでしょうか。	あらかじめ開札日、業務名を記入した入札書を送付いたしますので、日付を記入いただく必要はございません。